

最高裁秘書第2907号

令和2年12月4日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和2年11月26日に答申（令和2年度（最情）答申第32号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和元年度（最情）諮問第61号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮問日：令和2年3月9日（令和元年度（最情）諮問第61号）

答申日：令和2年11月26日（令和2年度（最情）答申第32号）

件名：退職準備等説明会における配布資料の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年12月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

別紙記載1の文書については、「裁判官を対象とした退職準備等説明会で配布した資料（最新版）」の開示を申し出るものと整理したが、裁判官を対象とした退職準備等説明会は実施していないので、対象文書は作成又は取得していない。

別紙記載2の文書については、「裁判官以外の裁判所職員を対象とした退職準備等説明会で配布した資料（最新版）」の開示を申し出るものと整理した。最高裁判所において、裁判官以外の裁判所職員を対象とした退職準備等説明会は実施しておらず、下級裁判所における裁判官以外の裁判所職員を対象とした退職準備等説明会の配布資料も取得していないので、対象文書は作成又は取得

していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年3月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月23日 審議
- ④ 同年11月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、別紙記載1の文書については、裁判官を対象とした退職準備等説明会は実施していないことから、同文書は作成し又は取得していないとのことである。裁判官の定年退職の日は当該裁判官の生年月日により定まるものであることから（日本国憲法79条5項、80条1項、裁判所法50条参照）、多くの者が一時に退職することは想定し難いことも踏まえるならば、このような説明の内容が不合理とはいえない。

また、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、別紙記載2の文書については、最高裁判所において裁判官以外の裁判所職員を対象とした退職準備等説明会は実施しておらず、下級裁判所における裁判官以外の裁判所職員を対象とした退職準備等説明会の配布資料も取得していないため、同文書は作成し又は取得していないとのことである。当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所において退職する職員は多くないことが認められ、また、下級裁判所の同説明会の実施については、それぞれの下級裁判所に委ねられ、最高裁判所においてその状況を掌握する必要があるものとは推察されないから、このことも踏まえて検討すれば、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 裁判官向けの，退職準備等説明会における配布資料（最新版）
- 2 裁判所の一般職向けの，退職準備等説明会における配布資料（最新版）